

＜釧路湿原自然再生事業幌呂地区湿原再生実施計画の概要＞

1. 実施者及び協議会の名称

実施者：国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

協議会：釧路湿原自然再生協議会

2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生事業の対象となる区域
釧路湿原流入部である鶴居村下幌呂地区の幌呂川沿い（186ha）

(2) 自然再生事業の実施内容

①事業に関する目標

A区域 未利用地の再湿原化

（湿原植生の再生、湿原面積の回復、湿原景観の復元）

B区域 ハンノキの成長抑制

②事業の実施内容

A区域・B区域 未利用排水路の埋め戻し

利用されていない排水路の埋め戻し等表流水・地下水の排水路への流出防止により、排水路周辺の地下水の状態を回復*させる。

※) 地下水位と冠水頻度を目標とするB区域の状況に近づくことを「地下水位の回復」という。

A区域 地盤の切り下げ

地盤の切り下げにより、湿原植生の回復を図る。

C地域は、A、B地域における再生事業の効果・影響を検証したうえで実施内容を検討する。

3. 事業実施による効果

未利用地の再湿原化

地表面を地下水面に近づけ、また冠水頻度を増加させ、湿生植物の生育環境を復元することで、湿原植生、湿原面積の回復、湿原景観の復元が期待される。

ハンノキの成長抑制

未利用排水路周辺の地下水の状態を回復させることで、ハンノキの成長を抑制する。

4. その他自然再生の実施に関し必要な事項

(1) モニタリングによる検証

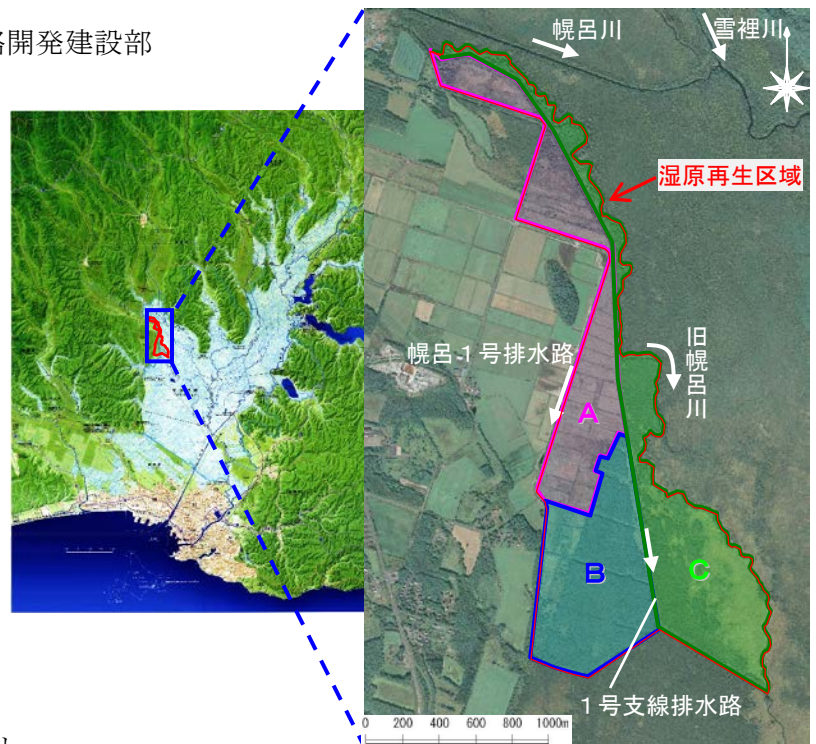
自然環境等に関する事前調査を実施し、事業実施期間中及び実施後の自然再生の状況をモニタリングする。

事業実施期間中及び実施後は、「未利用地の再湿原化」「ハンノキの成長抑制」の各目標に対して長期的なモニタリング調査を行い、前述の予測結果を検証する。なお、自然環境は多様な要素からなる複雑な存在で、絶えず変化を続けているため、モニタリングを踏まえて順応的管理を行う。

モニタリングの実施にあたっては、地域住民など、自然再生事業に参加しようとする方々と積極的に連携を図る。

(2) 順応的管理手法の適用

事業実施中、モニタリングにより修正が必要な事象が生じた場合、状況に応じて計画の内容に随時フィードバックし修正が可能となるよう段階的・管理を含めた順応的管理手法を実施する。



事業実施地区の位置